

明石市自治基本条例の検証について

令和 5 年 9 月からスタートしました明石市自治基本条例の検証について、本年 3 月 17 日をもって市民検証会議による検証が終了しましたので、ご報告するものです。

1. 経緯

(1) 所管課による	「自己検証」	R5. 9
(2) 庁内検証会議による	「横断的検証」	R5. 10～3
(3) 市民による	「パブリックコメント」	R6. 5/25～6/25
(4) 市民、有識者による	「市民検証」	R6. 9/30～R8. 3/17



2. 市民検証会議の検証結果

(1) 検証報告書について 【資料 1（全体評価）及び資料 2（個別評価）】

※制度所管課作成資料については市 HP に掲載しています。

(2) 逐条解説の改正について【資料 3】

逐条解説について、平成 22 年 11 月に作成以降、更新されていないことから、内容を現況に合わせる等規定の整備を図ろうとするものです。

【主な内容】

内容	対象条文
こどもも自治の主体として権利を有する旨を明示	・第 2 条（定義）
条例上「別に条例で定める」とされ、自治基本条例の制定以後に制度化されたものを補記	・第 13 条、第 15 条（市民参画条例） ・第 20 条（協働のまちづくり推進条例） ・第 22 条（個人情報保護法施行条例）
条例上「別に条例で定める」とされ、現時点で未制定のものの現状について補記	・第 14 条（住民投票） ・第 29 条（評価）
その他規定の整備	・第 21 条（情報の共有） ・第 26 条（総合計画等）

3. 今後の予定

市民検証会議の意見等に対する市の考え方を各制度所管課において整理のうえ、逐条解説の改正と合わせ、今夏に市 HP に公表予定です。